

一部事務組合下北医療センター議会第121回定例会会議録

議事日程

平成25年 9月26日(木曜日) 午前10時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 一般質問

第5 議案審議(質疑、討論、採決)

(1) 議案第 7号 国民健康保険大間病院職員の給与の臨時特例に関する条例

(2) 議案第 8号 指定管理者の指定について(国民健康保険風間浦診療所)

(3) 議案第 9号 指定管理者の指定について(東通村診療所及び白糖診療所)

(4) 議案第10号 平成25年度一部事務組合下北医療センター補正予算

(監査結果報告)

(5) 議案第11号 平成24年度一部事務組合下北医療センター決算

(6) 報告第 5号 平成24年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率について

(7) 報告第 6号 一部事務組合下北医療センター経営健全化計画の完了報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

2番	目時睦男	9番	宮野昭一
3番	佐賀英生	10番	岩泉盛利
4番	濱田栄子	11番	吉田光男
5番	浅利竹二郎	12番	川村隆之
6番	大瀧次男	13番	八戸義之
7番	鎌田ちよ子	14番	金森一規
8番	岡崎健吾	15番	竹内典和

欠席議員（2人）

1番	川下八十美	16番	宮川尚
----	-------	-----	-----

出席説明員

管 理 者	宮 下 順 一 郎	国 民 健 康 保 険 大 間 病 院 事 務 長	佐 藤 信 彦
代 表 副 管 理 者	金 澤 満 春	国 民 健 康 保 険 川 内 診 療 所 事 務 長	橋 本 敬 司
副 管 理 者	飯 田 浩 一	国 民 健 康 保 険 山 野 沢 診 療 所 長	山 本 信 哉
副 管 理 者	太 田 健 一	国 民 健 康 保 険 東 通 地 区 診 療 所 長	坂 本 淳 夫
東 通 村 副 村 長	林 春 美	国 民 健 康 保 険 風 間 浦 診 療 所 長	畑 中 能 文
代 表 監 査 委 員	阿 部 昇 美	東 通 地 区 診 療 所 長	畑 中 能 文
む つ 総 合 病 院 長	佐 藤 重 美	佐 井 地 区 診 療 所 長	中 村 正 和
事 業 本 部 事 務 局 長	飛 内 導 明	監 事 查 務 委 員 長	星 久 南
む つ 総 合 病 院 長	嶋 澤 信 幸	監 事 查 務 委 員 長	柳 谷 昌 人
む つ 総 合 病 院 副 理 事	工 藤 初 男	監 事 查 務 局 主 幹	畑 中 馨 み
む つ 総 合 病 院 長	木 村 雅 敏		
む つ 総 合 病 院 長	木 村 雅 敏		
む つ 総 合 病 院 長	吉 田 真		
む つ 総 合 病 院 長	田 中 宏 司		

出席事務局職員

事 業 本 部 幹 事 務 局 総 括 主 幹	松 山 勝	事 業 本 部 幹 事 務 局 主 幹	高 田 耕 次
事 業 本 部 幹 事 務 局 会 計 係 長	工 藤 大 介	事 業 本 部 幹 事 務 局 主 幹	柳 田 雄 規
事 業 本 部 幹 事 務 局 主 幹	奥 島 敏 博	事 業 本 部 幹 事 務 局 主 幹	仁 木 陣

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（鎌田ちよ子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第121回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、3番佐賀英生議員及び12番川村隆議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第7号から議案第11号まで並びに報告第5

号及び報告第6号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました5議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第7号 国民健康保険大間病院職員の給与の臨時特例に関する条例についてですが、本案は、国の要請に基づき給与減額措置を実施する大間町に準じて、本年10月から来年3月までの6カ月間、医師・歯科医師を除き、大間病院に勤務する職員の給料月額を減額するためのものであります。

次に、議案第8号及び議案第9号の指定管理者の指定についてですが、2議案は、現在、風間浦診療所の指定管理者であります医療法人章士会並びに東通村診療所及び白糠診療所の指定管理者であります公益社団法人地域医療振興協会を引き続き5年間指定するためのものであります。

次に、議案第10号 平成25年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてですが、今回提案いたします補正予算の主な内容は、収益的収支において、むつ総合病院ではDMAT（災害派遣医療チーム）の編成に必要な医療資機材に係る経費及び電気料金値上げによる経費を追加しております。

川内診療所では、平成24年4月から、入院料に係る夜間看護配置加算について誤請求をしていたため、審査支払機関、入院患者等に対する前年度分の返還分として過年度損益修正損を計上しております。

協野沢診療所では、医事担当職員が退職するため、その代替を人材派遣で対応するための経費を追加しております。

また、県補助事業として、むつ総合病院から牛

滝診療所に、大間病院から福浦診療所に医師等を派遣しておりますが、派遣を受ける施設が補助申請することに変更されたことに伴い、むつ総合病院及び大間病院では県補助金を減額し、佐井地区診療所では県補助金を増額しております。

次に、資本的収支において、むつ総合病院では、鼻咽喉ビデオシステム等の更新に係る器械備品購入費を追加しておりますほか、去る7月3日、東京都在住の松本順禮氏から、むつ総合病院の看護師育成にという趣意をもって、100万円のご寄附がありましたので、これを看護師等修学資金の原資とするため予算計上しております。

また、平成26年度予算から適用となります新会計制度に対応するため、川内診療所、脇野沢診療所、佐井地区診療所及び風間浦診療所において、システム導入に係る器械備品購入費を計上しております。

これにより、補正後の収益的収支の予定額は、収入が122億9,775万9,000円、支出が116億1,397万5,000円となり、また、補正後の資本的収支の予定額は、収入が17億4,732万2,000円、支出が20億6,993万円となります。

次に、議案第11号 平成24年度一部事務組合下北医療センター決算についてであります。まず、収益的収入及び支出にご説明いたしますと、税込み決算で、収入は、前年度と比較して6億2,238万5,160円、5.2%増の126億543万3,658円で、支出は、前年度と比較して2億3,550万8,778円、2.1%増の115億1,337万5,018円となり、税抜き決算では、10億8,895万862円の純利益を生じました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますと、収入は29億33万233円で、支出は、33億5,289万1,486円となり、収入額が支出額に不足する額4億5,256万1,253円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、不良債務の状況についてご説明いたしま

すと、前年度から14億5,751万6,623円減の17億5,402万1,590円となりました。

これを施設ごとにご説明いたしますと、川内診療所では前年度から4億5,274万6,847円減の2億423万4,603円となりました。

大畑診療所では、前年度から6億927万3,012円減の13億5,226万5,809円となりました。

脇野沢診療所では、前年度から1億1,884万4,566円減の5億6,807万3,360円となりました。

佐井地区診療所では、前年度から4,978万9,869円減の3,669万5,590円となりました。

風間浦診療所では、前年度から1億1,777万1,102円減の1億6,606万5,120円となりました。

次に、報告第5号 平成24年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてであります。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、報告第6号 一部事務組合下北医療センター経営健全化計画の完了報告についてであります。平成21年度から実施いたしました経営健全化計画が、計画最終年度の平成24年度で、経営健全化基準の20%を下回り、完了いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告するものであります。

以上をもちまして、上程されました5議案2報告について、その大要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決及びご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時18分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理者。

○管理者（宮下順一郎） 訂正を申し上げます。

先ほど議案第11号の中で、税抜き決算のところの金額を誤って申し上げました。訂正をさせていただきます。正しくは、「税抜き決算では10億8,895万882円の純利益を生じました」ということでございますので、訂正方をよろしくお願いいたします。

議長、お取り計らいのほどお願いします。

◎日程第4 一般質問

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 一般質問を行います。

◎目時睦男議員

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員の登壇を求めます。2番目時睦男議員。

（2番 目時睦男員登壇）

○2番（目時睦男） むつ市議会の目時睦男であります。第121回定例会に当たり一般質問を行います。管理者、副管理者をはじめ理事者におかれましては、簡潔明快で前向きな誠意ある答弁をご期待申し上げ、通告順に従い、2項目について質問をいたします。

1項目めは、医師・看護師確保について、3点伺います。1点目は、医療法上の各施設の医師充足率と常勤医師の現状と課題及び今後の対策についてであります。県国民健康保険団体連合会の5月1日現在のまとめによりますと、県内24自治体

病院が、病院を運営する上で必要な常勤医数は前年を0.6ポイント下回る67.7%とのことでありますが、当医療センターの運営は設立当初から各病院、診療所の経営、人事、財政、医師確保など構成自治体に委ねられ今日に至っているのですが、特に医師、看護師の確保は地域住民の命と健康を守るために大変重要であるとともに、医療機関の運営にとっては経営の根幹をなす課題でもあります。そのようなことから、医療機関を抱える地元自治体は、さまざまな対策を講じながら、医師確保に努力してきたにもかかわらず厳しい状況が続き、必要な医師確保が困難を極め、このまま推移するならば医療崩壊につながらないとも限らない深刻な状態になりつつあります。

そのようなことから、県は医師確保に向け、青森県内で勤務する希望を持つ医師の方々が安心して勤務できるよう適切な自治体、医療機関を紹介し、勤務や異動の調整を行う地方公共団体として全国初の無料職業紹介所となるあおもり地域医療・医師支援機構の設置や、青森県をへき地医療を含むプライマリーケア教育研修の全国的なメッカにすべく青森県内のへき地診療所の学部実習臨床研修を奨励するなどからの対策を講じておりますが、下北医療センター管内の各施設ごとの医師充足率と常勤医師の現状と医師確保対策のこれまでの取り組み内容と課題、そして今後の具体的対策と展望をお示し願います。

2点目は、むつ病院整形外科医補充の取り組み経過と展望についてであります。むつ病院の整形外科には、これまで常勤医師5名を配置し、住民からの要望に応え、管内の病院診療所に週1回の応援診療に当たるなど、中核病院としての役割を果たしてまいりましたが、残念ながら本年3月に1名の常勤医が退職されたことに伴い、4月から応援診療に当たるのが不可能となり、むつ病院以外の病院、診療所の外来患者に大変ご不便をお

かけしておるのであります。そのようなことから、むつ病院は佐藤院長を先頭に、一日も早い常勤医師の補充を弘前大学に対し派遣要請をしているとのことでありましたが、この間の取り組み経過と今後の見通しについてお知らせ願います。

3点目は、むつ病院の看護師確保と看護基準7対1への移行時期について伺います。むつ病院は、第五次経営健全化計画において、医療の充実と財政の健全化を図るため、入院病棟の看護師数を10対1基準の適用から7対1適用に変更いたしました。それに見合う看護師確保ができないことから、23年3月から10対1の入院基本料算定病院に戻り、今日に至っているのであります。このことについて宮下管理者は、平成24年2月に閣議決定した社会保障と税の一体改革大綱を受け、厚労省は33万床の入院基本料算定病床を平成37年に18万床に減らそうとしていることから、このまま10対1の入院基本料算定を続け、その対策として一般病棟の稼働率を上げて経費節減に努めるとの趣旨答弁でありましたが、国の動向を注視しつつも、医療サービスの向上を考え7対1に移行すべきと考えますが、看護師確保対策とあわせ所信を伺います。

2項目は、各施設の不良債務解消計画と組織改編時期の見通しについて伺います。下北医療センターは、発足当時、それぞれの自治体が病院、診療所を運営しておりましたが、医療機能のさらなる充実を目的に、昭和46年、半島内市町村全ての医療施設を持ち寄る方法により一部事務組合を設立し、老朽施設の改築や医療機器の更新など、安全な医療を提供するための基盤整備を積極的に行い、国立療養所大湊病院の廃止に伴い、むつりハビリテーション病院を開院させ、療養型医療及びリハビリテーション医療の拡充に努め、圏域内における医療水準の向上を図ってまいりましたが、平成14年度以降、医療費抑制政策として診療報酬

の度重なるマイナス改定などから、平成20年度決算で60億円の不良債務を抱えたことから、経営の安定化を図ることを最優先課題として経営形態の見直しや収益の確保、費用の削減などを方策として掲げ、平成21年度から26年度までの5年間を実施期間とした改革プランを策定し、同時に財政健全化法に基づく経営健全化計画も策定をしながら、資金不足比率を基準の20%を下回る24年度末14.6%の目標を掲げ、達成に努力してまいりました。その結果、本議会に報告されておりますように、資金不足比率は目標の14.6%を達成いたしました。むつ病院を除く病院、診療所の所在市町村に移管する経営形態の見直しについては不良債務の解消が図られていないことから組織改編が進んでおりません。この組織改編問題について、宮下管理者は本年3月開催の第120回定例会において、拙速に推し進めることは必ずしも地域住民にとって良い結果につながらないのではないかと考え、現在メリット、デメリットについて十分検討するよう職員に指示しているとの答弁でありましたが、その後の検討状況について、再編時期の見通しとあわせお答え願います。

以上について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 日時議員のご質問にお答えいたします。

まず、医師、看護師確保についてのご質問の1点目、医療法上の各施設の医師充足率と常勤医師の現状と課題についてお答えいたします。

さきの新聞報道で、県内の医師充足率が67.7%であるとの発表がありましたが、これは施設運営上で必要とする充足率でありまして、医療法による充足率とは計算方法が異なっております。お尋ねの一部事務組合下北医療センターの各病院にお

ける施設運営上の医師充足率は、むつ総合病院が50.5%、大間病院が75%となっており、各診療所については公表されておられませんので、ご了解願います。

また、医師確保について、これまで取り組んできた内容と課題、今後の対策と展望についてでございますが、これまでの取り組み内容といたしましては、医師住宅や研修医宿舎など生活環境の改善や勤務内容に応じた給与水準の改善などを実施しております。今後の医師確保については、弘前大学医学部との連携をさらに強めてまいりますとともに、臨床研修医を確保し、研修後の勤務先として医療センター管内の施設を選択していただけるよう努力していきたいと考えております。

次に、2点目のむつ総合病院整形外科医補充の取り組みについてでございますが、昨年度まで大間病院をはじめ管内診療所の5施設へ週1回の整形外科医の応援診療を行っていましたが、整形外科医の異動に伴い、むつ総合病院の医師が1名減少し、4人体制となったことから、今年度4月以降の派遣が困難となったものであります。これは、弘前大学医学部に所属する整形外科医師の退職など医師不足が原因でありましたが、むつ総合病院佐藤院長が弘前大学医学部に対し、下北医療センターの窮状を丁寧に説明し、代務医師による応援を強く要請したところ、4月から週1回、弘前大学医学部に所属する整形外科医師の応援が可能となったものであります。これに伴い、5月から各病院、診療所へ月1回ではありますが、医師の派遣が実現し、今日に至っているところであります。

患者の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしました。10月からは医師が1名増員となることから、週1回の応援診療を再開できる見通しとなっております。

次に、3点目のむつ総合病院の看護師確保と看

護基準7対1への移行時期についてでございますが、医師確保とともに看護師確保についても非常に厳しい状況が続いております。今年度は、看護師をはじめとする医療職の確保を目的といたしまして、職員採用試験の時期を早めて実施しております。しかし、当地域の立地環境は他地域出身者が通勤により勤務することは困難であり、これまでの採用者は地元出身者が中心となっております。ちなみに、7月に実施いたしました採用試験におきましては、35名の看護師募集に対し、応募者は12名となっております。

このような状況に対処するため、平成22年10月に看護師確保を目的とする看護師等修学資金貸与制度を創設し、看護学生に月額5万円を貸与しております。現在修学資金貸与者の採用が見込める状況となり、採用者に占める修学資金貸与者の割合も年々増加していくものと思われませんが、一足飛びに7対1看護基準を充足するような状況にはないことをご理解いただきたいと存じます。

また、看護師確保を目的として、県内各所で行われております看護学生を対象とした就職説明会への積極的な参加や県内看護学校から実習生の受け入れなどのほか、地元高校生を対象とした職場体験の開催など、裾野を広げる取り組みも行っているところであります。さらには、看護師免許を持っているにもかかわらず何らかの理由で仕事に就いていないいわゆる潜在看護師を発掘のため、看護研修会を実施しておりますとともに、潜在看護師の就職やUターン看護師の転職に対応するため、年度当初での採用のみならず中途採用を目的とする随時採用試験も実施しているところであります。

このような取り組みの中、再度7対1看護基準とするためには、入院患者により若干の違いはありますが、現職員に30名程度の看護師を追加しなければなりません。これは、現時点において非常

に困難であると言わざるを得ず、ご理解賜りたいと存じます。

次に、組織改編のご質問で、各施設の不良債務解消計画と改編時期の見通しについてお答えいたします。平成24年度末の不良債務につきましては、先ほど提案理由でご説明いたしました、5つの診療所で合計約23億2,763万円の不良債務が残っております。今後の不良債務解消計画についてありますが、川内診療所、佐井地区診療所は今年度で、脇野沢診療所、風間浦診療所は平成26年度で、大畑診療所は平成29年度で不良債務を解消する計画といたしております。また、むつ総合病院のみの一部事務組合とする組織改編につきましては、医療機器購入などの建設改良事業に係る起債制限の問題から検討を進めてまいりましたが、去る3月の運営方針で申し上げましたように、地域住民にとって最も良い結果につながることは何か、再度検討が必要であるとの認識から、拙速に推し進めるべきではないと考えております。現在メリット、デメリットについて十分検討するよう職員に指示しているところであり、もう少し時間を要するものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） ありがとうございます。再質問させていただきますが、先ほどの管理者の答弁の中で、医師確保に関連して、整形外科医の医師の補充がされ、10月から3月以前のように各病院、診療所への週1回の応援診療ができるというようなことでの答弁をいただきました。このことを聞いて、私たちはもちろんのこと、地域の住民の方々については、安心安全を思っていることだろうと思いますし、その努力に感謝を申し上げたいと思います。

さて、再質問であります、医師確保の関係で2点ほどお伺いをしたいと思います。

むつ病院の今年度の臨床研修医が5名になっております。しかし、以前の研修医の人数からしますと、減少傾向にあるのかなというふうに思われるわけであります。そこで、外来入院患者数も非常勤医師も加味して算出する医療法上の医師充足率は幾らになっているのかお知らせを願いたいと思います。

再質問の医師確保の2点目であります、これまで青森県の場合であります、30名から40名台で推移しておった本県出身の医学部合格者が平成19年度に72名で、うち39名が弘前大学と飛躍的に増加をして以降、毎年70名から80名台を推移しております。平成24年度には92名で、うち42名が弘前大学と前年度から20名近く増加しているであります。医師1人の欠員が最大2億円の減収、命運握るのは結局医師との報道がされておりますが、陸の孤島と言われ、生活環境をはじめ、教育、文化、交通に至るまでよい環境とは言えない下北半島に常勤医師として勤務していただくためにはそれなりの条件整備と対策が必要ではないのかという思いをしているわけであります。中核病院としてのむつ病院の機能をどのようにして今後その役割を果たすのか、再度お聞きをしたいと思います。

まず、この医師確保について管理者の所信を伺いたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（鴨澤信幸） ご質問にお答えいたします。

医療法上の医師充足率は幾らかということでございますけれども、医療法上の医師充足率を算定する場合には、先ほど目時議員おっしゃいましたとおり、常勤医とか研修医、それから非常勤医師を含めた数で計算されております。一部事務組合下北医療センターの各病院の医師充足率は、むつ総合病院が109.0%、大間病院が91.1%となって

おります。

それから、2点目の質問でございますけれども、医師について、今後どのような対策をしていくのかということでございますけれども、医師が、はっきり言ってセンター管内の施設に来れる、来たいというような医療センターの目標を持って、できればこちらのほうに勤めていただけるような施設にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） わかりました。先ほどの数字で言いますと、医療法上の充足率が大間病院が91.1%というようなことで充足をしていない現況にあるわけでありまして、先ほど言いましたように、医療センターの置かれている状況からすると、医師の方々、県内の大学を終えて医師として誕生した人数については増加しているにもかかわらずなかなか充足できないという、こういう悩みを抱えているわけで、具体的に今後において研修医の皆さんが研修を終えた後に、この地でまた勤務を続けたいという意欲なり、そしてまた他県を含めて本県の医師の方々が下北半島の医師として勤務をしていただけるような条件整備をさらに深く検討していただくことを要望しておきたいと思っております。

さて、次には看護師の確保についてであります。先ほどの管理者の答弁からしますと、看護基準を7対1適用にするとすれば、現在の看護師の人数から30名増員しなければならないということでの答弁でありました。これまでの理事者の説明によりますと、7対1から10対1に戻ったことによって診療報酬に3億円の減収があると、こういう説明であったという記憶をしておるわけでありまして、そして、今議会に提案されておりますむつ病院の24年度決算を見ますと、3億200万円の赤字決算になっているわけでありまして、このようなこ

とから、この赤字額は診療報酬の減額が影響しているのではないかと私は思うのでありますが、いかがでしょうか。診療報酬減額に対する対応策と、あわせて再度説明をお願いしたいと思います。

2点目でございますが、看護師不足、先ほど申し上げましたように、募集をして応募してくれる方が人数が少ない、こういう状況から医療の質を高めるために看護助手を採用して、そして業務に当たっていただくというような方策を以前の中で披瀝をしておったわけでありまして、この看護助手を何名予定して、そして現在何名になっているのか、これについて2点目お伺いをしたいと思います。

看護師の3点目でございますが、先ほどの管理者の答弁の中でありました。平成22年度から看護師確保対策の一環として修学資金貸与制度を発足させました。その中で数年を経過しているわけでありまして、この間のこの修学資金貸与制度を利用している実績と、そして今年度3月に卒業見込みの方で何人がむつ病院はじめ管内の医療施設を希望しているのか、これについてわかっておりましたらお知らせを願いたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） まず、大きな3つのお尋ねのようでございますけれども、私から1点目のこの赤字の部分、ちょっとお話をさせていただきたいと、こう思います。つまり7対1から10対1、大体3億円程度というふうなことの減収になるわけですが、この部分はやはり診療報酬だとかそういうふうな部分、それは非常に大きい割合を占めるわけでございますが、単にそれだけではないと、総合的な部分でのこういうふうな決算になったということをご理解をいただきたいと、こう思います。

また、かつては7対1であった、そして10対1

になった、根底に何かそういうふうな思いのあるようなご質疑でありますけれども、なかなか今7対1に戻すには、患者数にもよりますけれども、30名プラスの看護師さん、現状のままですと、そういうふうな形、これは一挙にできない状況でございます。看護師さんがやはり都会志向と申しますか、中央志向というふうな非常に流れがそういうふうなことになってきておまして、先ほど壇上でもご説明申し上げましたように、地元出身者に頼らざるを得ないというふうな部分、これがありますので、なかなか一挙に7対1に復活ということはできないというふうな、困難であるというふうな今現時点での思いでございます。

また、かつて7対1から10対1になった、この部分において、では30名程度の看護師さんが一気に抜けたのかというふうな捉え方もできるかと思うのです。だけれども、それはそういうふうな形ではなくて、かつての7対1のときのその様々な条件と申しますか、非常にこの看護師さんのやりくり、それを一部に指摘された事実もございます。それをしっかりとした形の中で整理をした結果10対1にせざるを得ないというふうな判断に至ったわけでございますので、その内容はなかなか詳しくはお話できませんけれども、そういうふうな事情があって10対1、これを仮に7対1に戻すためにはプラス30名程度の看護師さんを手当てしていかなければならない、これはなかなか厳しいと。では、かつて7対1から10対1になったときには30名程度の看護師さんが退職なさって、その看護師さんの人数が減ったからこうなったのかといいますと、さまざまな算定の見直しがあったように記憶しております。この部分において、詳細にはこの場所ではちょっとお答えはできませんけれども、様々な部分での指摘もございまして、10対1にせざるを得なかったというふうなことでご理解をいただきたいと、こう思います。

その余は、担当からお答えいたします。

○議長（鎌田ちよ子） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（鴨澤信幸） 看護助手の人数でございますけれども、看護助手全員で現在37名の方がおられます。それで、その中のうち入院病棟だけをとりますと、現在22名の看護師の看護助手の方が勤務しております。今後は、更にまた5名程度の増を予定しているという状況でございます。

それから、修学資金のことについてでございますけれども、修学資金、先ほど管理者がお話ししたとおり、22年の10月から創設されておりましたけれども、申請者につきましては、平成22年度が16名、23年度が15名、平成24年度が21名、平成25年度、今年でございますけれども、今年15名の合計で67名が申請しております。また、卒業者と就職者につきましては、平成23年3月から卒業者が出たのですけれども、2名ありましたけれども、就職者はありませんでした。それから、24年3月卒業者が6名で、全員がむつ総合病院へ就職しております。平成25年、今年3月卒業者が12名でございますけれども、7名がむつ総合病院へ就職しております。今後平成26年3月、11名、それから27年3月に14名、平成28年3月には16名等、合計で45名の卒業予定者が見込まれておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 時間が迫ってきましたが、今管理者からの答弁、そしてまた局長からの答弁もいただきました。この修学資金貸与制度を利用している方々が多くなってきているというか、それとむつ病院にも勤務していただいている利用者の方がいるというふうなことで、すごくうれしいなという思いをしております。是非ともこの部分については、更なる充実を図りながら、看護師にな

ったときに引き続いて下北圏域で看護師として仕事をしてもらえるような、これまた条件整備を要望しておきたいと思えます。

若干確認をさせていただきたいのですが、先ほど壇上でも申し上げました、以前の10対1と7対1の関係であります、これまでの答弁の中で、国が平成37年に33万床から18万床に減らしていくと、こういうことでの動きがある、こういうことも鑑みたときに10対1のままで推移をせざるを得ないというか、こういうふうなことで、看護師の不足というようなことはその次というか、こういうふうな理解をしておったのですが、今の管理者の答弁の中で、端的にお伺いしますが、30名の看護師が増員されるとすれば、7対1に戻るということで考えているというようなことでの理解をしていいのかどうか、再度確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 単純にその要素だけではないわけでごさいます、入院日数だとか保険点数、そういうふうなものもろもろ関わってきているということになるわけでごさいます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 今管理者のほうからもろもろという表現をいただきました。地域の方々、我々も含めてなわけですが、とりわけ医療の関係についてはシビアに捉えているわけであります。そういう面からした場合に、このもろもろの部分について、後ほどでもいいですので、課題を我々にも提供していただいて、そしていろいろな角度で、その解消に向けてどのようなことをしていけばいいのかということについて議論をさせていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

○議長（鎌田ちよ子） 医事課長。

○むつ総合病院医事課長（田中宏司） 管理者の説明に補足させていただきます。

7対1の基準なのですが、5点ほど要件がありまして、まず看護師の数、あと入院の平均在院日数が何日以内というのがあるのですが、それが18日以内。ここは、今現在17日以内なので、条件とすればなることはできるのですが、この部分につきまして、今国のほうでは、今現在の17日というのが、90日を超える入院患者は算定に入れていないのですが、次期26年度の改定では、その90日を超える患者さんも足して計算するようになるという報道もされておまして、それを入れますと、恐らく18日以内というのはちょっと無理になるのかなと推測しております。

あと、看護必要度というのがありまして、ある程度看護が必要という度数があるのですが、それが1割5分以上の患者さんがいるですとかというような条件がありますので、看護師数だけでは何とも言えないところがありますし、26年度の診療報酬改正でどうなるかというようなこともありますので、それを鑑みながらというようなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 時間が迫っておりますから、次の2点目の項目の組織改編についてであります、要望を申し上げておきたいと思えます。

実は、我々にも配布されているわけでありますが、平成22年2月に国の健全化方針も受けた中で、監査人であります石下雄三公認会計士から当センターの個別外部監査報告書が提出されております。その中で赤字構造及び個別業務管理の欠陥を招来した背景として2点指摘をしているわけであります。その1つに、権限と責任が一体となっていない経営体が健全に機能していくには難しく、各施設の不良債務が累積されていく状況は、組合方式の中にシステム上の問題があったと考えるのが妥当なのかもしれないということで指摘をして

いるわけであります。先の見通しが見つからない厳しい医療環境の中ではありますが、住民の安全安心を確立するためには、組織改編問題にはあらゆる角度から十分な議論が必要であろうと思うわけであります。したがって、現在までのメリット、デメリットの検討内容も含めて、幅広く議論を十分にさせていただくことをお願いしたいと思いますし、加えてこの関係については、以前の議論の中で管理者の答弁で記憶しているわけでありますが、各自治体の議会に対してどのような説明と議論がなされてきたのか、なされなければならない、こういうふうなことで趣旨答弁があるわけでありますが、例えばむつ市議会の場合に、医療の部分については我々がシステム上というか、医療センターとの関係の中で、全員協議会の中で各一部事務組合の議会の状況については市長から報告をされているわけでありますが、しかしこの改編問題については、私はあらゆる方法を講じながら、幅広くこれまた議論をしていくということがより必要だろうと、こういうふう思うわけで、今後の各自治体の議会も含めて構成される全議会がいろんな形の議論ができるような方策にさせていただくことを要望しながら、一般質問を終えていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（鎌田ちよ子） これで目時睦男議員の一般質問を終わります。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第5 議案審議を行います。

◇議案第7号

○議長（鎌田ちよ子） まず、議案第7号 国民健康保険大間病院職員の給与の臨時特例に関する条

例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者12人、起立しない者1人）

○議長（鎌田ちよ子） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第8号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、国民健康保険風間浦診療所の指定管理者を指定するためのものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第9号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、東通村診療所及び白糠診療所の指定管理者を指定するためのものであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第10号 平成25年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第11号 平成24年度一部事務組合下北医療センター決算を議題といたします。

質疑に入る前に、平成24年度一部事務組合下北医療センター決算について、監査委員の報告を求めます。阿部代表監査委員。

（阿部 昇代表監査委員登壇）

○代表監査委員（阿部 昇） 平成24年度一部事務組合下北医療センター決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されました一部事務組合下北医療センター決算報告書をはじめ、財務諸表及びその他の附属書類は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は、地方公営企業法ほか、関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、経営成績及び財政状態は、適正に表示されているものと認めました。

平成24年度決算では、不良債務額が17億5,402万1,590円となり、前年度と比較して、14億5,751万6,623円解消されております。

資金不足比率は14.6%で、財政健全化法に基づき策定されました経営健全化計画における計画値14.6%を達成できました。

これは、下北医療センターにおける、経営健全化に向けての丸となった取り組みと、不良債務解消のための市町村繰入金の増加に象徴される構成市町村の地域医療に対する責任ある取り組みとが相まった成果であると評価するものであります。

しかしながら、経営健全化はこれで完結するわけではなく、平成25年度を最終年度として、平成21年3月に策定されました「改革プラン」に基づく取り組みや、地方財政法に基づく対応など、道のりはまだ続くものでありますし、また一方で、急速な高齢化等、地域医療を取り巻く環境が厳しくなる中、医師確保や、地域災害拠点病院に指定されているむつ総合病院の一般病棟改築など、取り組むべき課題も多い状況にあります。

今後においても、それらの取り組みに奮励努力されることを望むとともに、「下北地域の医療を守る条例」の理念に立脚して、医療施設の機能分担及び医療連携に引き続き努め、下北地域の医療の充実及び医療の安定的な提供が図られるよう望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配布の平成24年度一部事務組合下北医療センター決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にさせていただきたく存じます。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（鎌田ちよ子） これで監査結果の報告を終わります。

決算について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり認定されました。

◇報告第5号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第5号 平成24年度一部事務組合下北医療センター資金不足比率についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号につきましては、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第6号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第6号 一部事務組合下北医療センター経営健全化計画の完了報告についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号につきましては、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田ちよ子） これで、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第121回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時09分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ち よ 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 佐 賀 英 生

一部事務組合下北医療センター議会議員 川 村 隆